

負債

支払いを延滞することで深刻な事態に陥ってしまふことがあります。金銭トラブルに関しては負債相談窓口がサポートします。

督促と債権執行

支払期限を過ぎると、通常、二度、督促「Mahnung」（Mahnung）を受けます。しかしながら、債権者はこれを待たずにいつでも債権の執行「Betreibung」（Betreibung）が可能です。この場合、債務者は債権執行局「Betreibungsamt」（Betreibungsamt）から支払命令を受けます。これにも料金が生じます。債権執行に疑問が生じた場合は、異議申立書「Rechtsvorschlag」（Rechtsvorschlag）を添えて該当の債権執行局に異議を申し立てることができます。債権執行を受けると、賃金、貴重品が差し押さえられることがありますのでご注意ください。さらに、債権執行は（最終的に債務者が支払いに応じた場合であっても）債権執行記録簿「Betreibungsregister」（Betreibungsregister）に記載されます。これは特に住宅を探す際に問題になることがあります。

負債

経済的困難および負債を抱えている場合は、負債相談窓口「Schuldendberatungsstelle」（Schuldendberatungsstelle）に相談し、援助を受けることができます。専門家が一緒に状況をみて解決の道を探ります「Caritas. Caritasの「SOS-Schulden」 Beratungs-Hotlineでは匿名の電話相談に応じています（フリーダイヤル 0800 708 708）。ここから他の相談機関に引き継ぐこともできます「Schuldenberatung Aargau-Solothurn」。Schuldenberatung Aargau-Solothurn の負債相談サイトには、インターネットでの支援など、役に立つ情報が、多言語で掲載されています。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

www.hallo-aargau.ch/ja/money-and-taxes/debt